

平成30年6月13日

住宅局 住宅総合整備課

## 全市区町村の約半数で、空家等対策計画を策定

(国土交通省・総務省調査)

～空き家対策に取り組む市区町村の状況について～

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)に基づく空家等対策計画は、法施行後約3年で全市区町村の約半数(45%)となる774団体が策定し、平成30年度末には6割を超える1,101団体が策定する見込みです。

### 【調査概要】

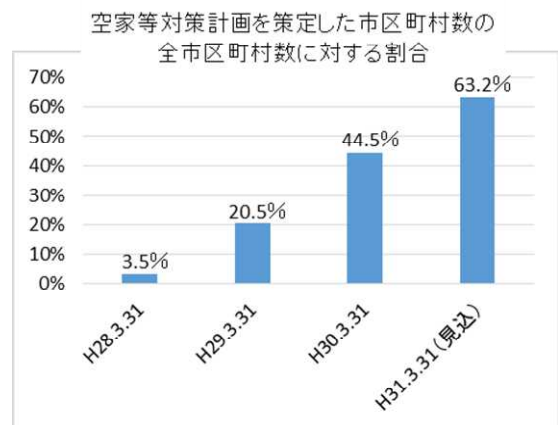
国土交通省と総務省は、空家法の施行状況等について、地方公共団体を対象に年2回アンケート調査を行っています。今回公表する結果は、平成30年3月31日時点の状況です。(別紙参照)

### 【調査結果のポイント】

#### 1. 空家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況

平成30年3月31日現在、全市区町村の約半数(45%)で策定されており、平成30年度末には6割を超える見込みです。(別紙 p.2)

都道府県別にみると、今回初めて県内の策定済み市区町村の割合が100%となった高知県の他、富山県、滋賀県の順に策定済み市区町村の割合が高くなっています(別紙 p.3)。また、平成30年度末には、愛媛県、大分県でも全市町村が策定する見込みです(別紙 p.4)。



#### ■H30.3.31 時点策定済み

		市区町村数	策定済み市区町村数	策定済み市区町村数の割合
1	高知県	34	34	100.0%
2	富山県	15	14	93.3%
3	滋賀県	19	15	78.9%

#### ■H31.3.31 時点策定見込み

		市区町村数	H30末時点策定見込み市区町村数	H31末時点策定見込み市区町村数の割合
1	高知県	34	34	100.0%
1	愛媛県	20	20	100.0%
1	大分県	18	18	100.0%

#### 2. 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績

周辺の生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、平成30年3月31日までに市区町村長が助言・指導10,676件を行ったもののうち、指導中の案件もありますが、勧告を行ったものは552件、命令を行ったものは70件、代執行を行ったものは23件でした。また、略式代執行を行ったものは75件でした(別紙 p.2)。

### 【別紙の調査結果は過年度分とともに以下のURLにてご覧になれます】

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000035.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html)

※ページ下部「参考」内、「■空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

#### 問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 藤井、五島

電話: 03-5253-8111(内線: 39-354, 39-356)、03-5253-8508(直通) FAX: 03-5253-1628